

学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月改訂
八王子市立松木小学校

八王子市立松木小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心を深く傷付け、人格形成に悪影響を与える大変憂慮すべき人権侵害である。本校では、いじめは、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであるという基本的認識に立ち、早期発見と未然防止を最優先課題として取り組む。

いじめ問題を解決するためには、「いじめであるか否か」ということより、「いじめであるかもしれない」、「いじめに発展するかもしれない」という視点に立って、児童一人一人に関わっていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条 定義」 より

3 本校の主な取組

（１）道徳教育の充実

本校の道徳教育の目標

「人を大切に作る心や生命を大切に作る心を普段の生活に生かす。」

① 「こころの日」の実施

毎月「こころの日」を１日定め、「あいさつの日」「ともだちの日」等、１１項目を設定し、その日にテーマを意識した生活を送らせることで、道徳的価値の自覚を深め、道徳性を養う。

- ② 道徳教育全体計画をもとに、道徳の授業を要としながら日常のあらゆる教育活動を通して、豊かな感性や道徳的心情を培い道徳実践力を高めるとともに、思いやりの心や社会生活を営む上での基本的ルールなどの規範意識を家庭・地域との連携を図りながら身に付けさせる。
- ③ 各教科等との関連を図った道徳の年間計画をもとに、身近な自然に親しんだり美しいものに触れたりして素直に感動する心・全ての生命への畏敬の念を育む。
- ④ 生活指導との関連として、児童との心のふれ合いを大切に児童のよさを伸ばす。また、家庭、地域と連携を図り、基本的な生活習慣を身に付けさせる。
- ⑤ 特別の教科 道徳の教科書「あたらしい道徳」を活用し、道徳教育について家庭との連携を図る。

（２）未然防止や早期発見のための措置

① 「みんなの松木小アンケート」の実施（１年生の１学期は口頭）

毎月下記の項目でいじめに関するアンケート調査を実施する。

- あなたが、友達や学校のためにがんばったことは何ですか？（記述）
- あなたは、学校の内・外できらりと光るよいことをした友達を見たことはありますか？（記述）
- あなたは、最近、友達や勉強のこと、その他、生活でいやな思いをしたり、なやんだりしていることはありますか？（選択）

- あなたは、最近、友達がなやんでいることを見たり、聞いたりしたことはありますか？
(選択)
- ※ アンケートと結果から最後の2つの項目で悩み事があると回答した児童には、即聞き取りをして状況を確認する。問題点が出た場合には、学年で相談し管理職・学校いじめ対策委員会に報告する。
- ※ アンケート結果を集約し、学校いじめ対策委員会で情報の共有化を図るとともに、解決するまで対応の進捗状況を安全安心部及び管理職に定期的に報告する。
- ② 「子ども見守りシート」の活用
年度初めに各家庭に配布し、「いじめ」の疑いがあると感じたら、チェックして学校に提出してもらう。いじめを早期発見し、家庭と連携しながら、「いじめの芽」の段階で早期対応する。
- ③ 「楽しい学校生活を送るためのアンケート調査（Q-U）」の実施
学校生活における児童個々の意欲や満足感及び学級集団の状態を質問紙によって測り、「いじめの芽」を早期発見し、早期対応に努める。(年に1回、6年生対象)
- ④ 自己肯定感の醸成を学級経営に生かす
お互いの良いところを認め合う活動を通して、自己肯定感の高まりを感じさせ、みんなでより良い学級をつくろうという意識を高めることで、いじめを「しない」「させない」態度を養う。
- ⑤ 自己申告書への「いじめ防止対策」の位置付け
担任及び専科として、具体的にどのようないじめ防止策を行うのかを自己申告書に記載し、いじめ未然防止の指導を意図的計画的に行う。
- ⑥ 学校・保護者・地域で「こんな子っていいな、まつぎの子」の作成・配布
学校運営協議会が中心となり、教職員・保護者・地域住民と協議し、育てたい子ども像として「こんな子っていいな、まつぎの子」を作成し、「いじめを許さない強い心をもとう」を項目として設定し、学校・保護者・地域で連携しながらいじめをしない子を育てる。
- ⑦ 学校いじめ対策委員会の設置
[構成メンバー]: 校長・副校長・主幹教諭・学校いじめ対策委員会コーディネーター・生活指導主任・養護教諭・担任・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー
「学校いじめ対策委員会」を設置して毎週1回児童の情報を共有し、組織的に対応する。
いじめが起きた場合には、該当学級担任及び学年主任、各種主任に拡大して組織的に対応し、迅速に解決に当たる。また、状況によっては学校運営協議会を開き、保護者・地域を含めた対応を行う。
- ⑧ 年に3回、「いじめ防止等に関わる授業」を全学級で行う（道徳や学活）。
- ⑨ 生活指導夕会での情報共有
金曜日に生活指導夕会を実施し、各学年・各学級や担当教科での情報を共有し、全体で統一した指導が行えるように指導に生かす。
- ⑩ スクールカウンセラー（SC）による相談活動の充実
週に一度、休み時間（中休み・昼休み）にリラックスルーム（教育相談室）を児童に開放し、SCとコミュニケーションをとりながら悩み相談等を行う。年1回、5年全員を対象に全員面談を行い、SCと児童との関係性の構築を図る。
また、希望する保護者との面談を実施するとともに、各学級担任や専科と情報交換を行ったりケース会議に参加したりすることで教員と連携を図っていく。
- ⑪ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
・年に1回外部機関から講師を招き、学校公開日に高学年の児童と保護者に対して「情

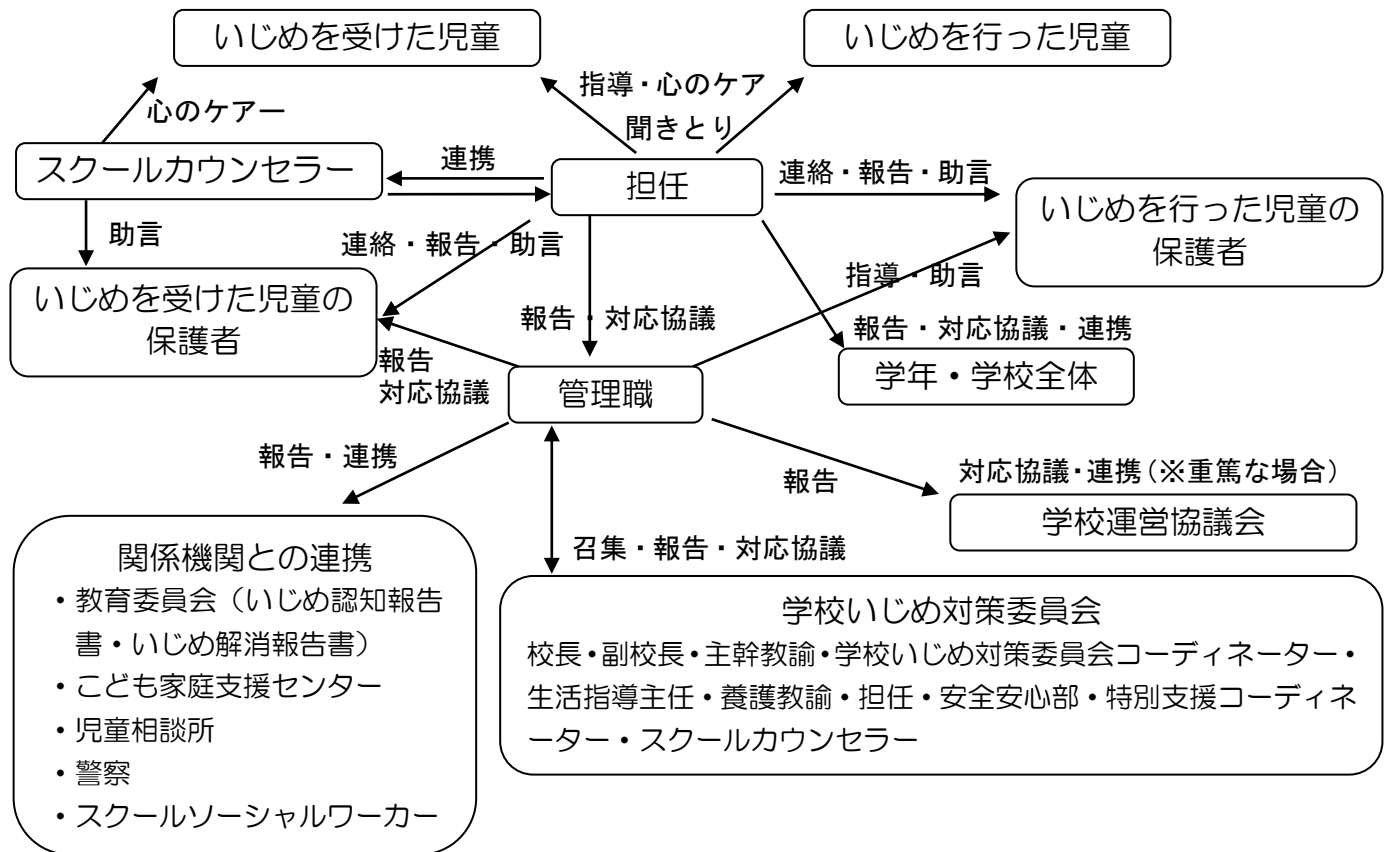
報モラル教室」を実施する。

- ・学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

⑫ 保護者・児童によるいじめ対策の評価の実施

児童アンケートに「この学級ではいじめは絶対にやってはいけないという雰囲気があるか」、保護者アンケートにいじめ対策の評価項目の設定し、本校のいじめ対策の評価改善を図る。

<いじめが発生した場合の対応>



いじめの事実確認を徹底して行う。

- ① いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- ② いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

◎重大事態への対処

- ③ 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- ④ 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 学校運営協議会を開き、保護者、地域を含めた対応を行う。
- ⑦ 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- ⑧ 「いじめ認知報告書」を作成、教育委員会に提出する。
- ⑨ 3ヵ月経過観察をし、いじめが解消したと校長が判断した場合、「解消報告書」を教育委員会へ提出する。